



様式第14号(第25条関係)

浄化槽清掃業許可証

住 所 香美市土佐山田町宝町一丁目3-17

名称及び代表者名 株式会社サニタリーサービスオカモト 代表取締役 岡本 光平

香南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第26条第3項の許可を受けた者であることを証する。

高知県香南市野市町西野2706番地
高知県香南市長 清藤 真司 印



許可の年月日 令和2年4月 1日

許可の有効期限 令和4年3月31日

許可番号 01香南水発第1277号-4

1 営業区域 香南市内

- 2 許可の条件
- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び香南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成18年香南市条例第136号)を遵守すること。
 - ② 浄化槽汚泥の処分は、香南香美衛生組合衛生センターの処分場で行うこと。
 - ③ 浄化槽汚泥の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の規定に基づく許可(香南香美衛生組合長の許可)が必要であること。